

「令和 7 年度島根県食品衛生監視指導計画（案）」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

島根県薬事衛生課

募集期間 令和 7 年 2 月12日～ 3 月12日

意見提出者 1 名

No.	ご意見の内容（概要）	県の考え方
1	一部の魚介類販売業者において、ふぐ加工品の不適切な表示が見受けられるため、監視指導の強化をよろしくお願いいたします。	島根県では、業種毎に、食中毒発生頻度及びリスク要因を評価し、監視の重要度をランク付けし、監視の重要度の高い施設を優先的に効率的な監視指導を実施しています。その際には、食品表示の確認も行い、不適正な表示を発見した場合は指導しています。ふぐ加工品についても、上記監視指導の中で表示の確認を行っています。 また、夏期（7/1～7/31）及び年末（12/1～12/31）の期間は、重点監視期間として、流通食品の監視指導を強化しているところです。 いただいたご意見については、関係機関とも共有し、引き続き対象施設への監視指導を続けてまいります。